

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月27日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 菊池川河川事務所長 杉町 英明

1 業務内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 件名及び数量 | 令和2年度熊本県北部地区自動車保守等単価契約 1式 |
| (2) 業務の特質等 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期限 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日迄 |
| (4) 履行場所 | 菊池川河川事務所 熊本県山鹿市山鹿178
玉名出張所 熊本県玉名市津留字川端607-3
山鹿出張所 熊本県山鹿市志々岐10-2
竜門ダム管理支所 熊本県菊池市龍門870
山鹿維持出張所 熊本県山鹿市南島949-1 |

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（車両整備）の資格を有すると認定された者であって、A、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ) に伴う競争参加資格審査申請書変更届 (物品製造等)
詳しくは、競争参加者の資格に関する公示 (平成30年11月26日) による。

- (4) 道路運送車両法第78条第1項に規定する認証工場、又は同法第94条の2第1項に規定する指定工場を有すること。
- (5) 熊本県内の玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、熊本市、荒尾市、和水町、南関町、玉東町、大津町、菊陽町、長洲町のいずれかに車両整備可能な工場を有すること。
- (6) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178
九州地方整備局菊池川河川事務所 経理課専門官 (内線402)
電話0968-44-2171 fax 0968-44-0104

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

- ① 交付場所は、上記(1)に同じ
- ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

- (3) 証明書等の提出期限 令和2年3月13日 17時00分
- (4) 入札書の提出期限 令和2年3月27日 17時00分
- (5) 開札の日時及び場所

令和2年3月30日 10時00分 国土交通省 菊池川河川事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書類等を作成し、3(3)証明書等の提出期限までに提出しなければならない。また、3(4)入札書の提出期限までに封印した、入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (4) 落札対象

必要な証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該業務を適

正に実施出来ると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。